

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第6号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、<u>地方公務員の育児休業に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の</p> | <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例</u>（平成26年岩手県条例第13号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により<u>配偶者同行休業</u>をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の</p> |

いずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 休職条例第2条第1項第1号から第3号までの規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) [略]

第9条の4 [略]

2 月の中途において法第28条第2項若しくは休職条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

いずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 休職条例第2条第1項第1号から第3号までの規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) [略]

第9条の4 [略]

2 月の中途において法第28条第2項若しくは休職条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。